## 条例で規定する事項の一覧

## 1 条例で定める必要がある事項

条項	条文	備考
第89条	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例	諮問事項4
第2項	で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定	
	める額の手数料を納めなければならない。	
第119条	3 第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用	諮問していない。
第3項	に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条	【諮問しない理由】
	例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める	都道府県及び指定都市以外の地方
	額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければ	公共団体は、当分の間、行政機関等
	ならない。	匿名加工情報の提案募集が任意とさ
第119条	4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政	れており、本市では、当面、提案募
第4項	機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の	集の予定がなく、条例で手数料を定
	機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項	める必要がない。
	の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として	
	条例で定める額の手数料を納めなければならない。	

## 2 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

条項	条文	備考
第60条	5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共	諮問事項1
第5項	団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要	
	配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情	
	に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益	
	が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとし	
	て地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情	
	報をいう。	
第78条	2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前	諮問事項 6
第2項	項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあ	
	るのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示す	
	ることとされている情報として条例で定めるものを除	
	く。)又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情	
	報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しない	
	こととされているもののうち当該情報公開条例との整合性	
	を確保するために不開示とする必要があるものとして条	
	例で定めるもの(」とする。	

条項	条文	備考
附則	第10条 地方公共団体の条例の規定で、第51条改正後個人	諮問していない。
第10条	情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているもの	【諮問しない理由】
第2項	の当該行為に係る部分については、第 51 条の規定の施行	対象となる違反行為は、法施行前
	と同時に、その効力を失うものとする。	(条例施行期間中) に行われたもの
	2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合にお	である。したがって、そもそも法の
	いて、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないと	罰則は適用されないが、条例で別段
	きは、その失効前にした違反行為の処罰については、その	の定めをしない限り、改正法附則第
	失効後も、なお従前の例による。	10条第2項の規定により、同条第
		1 項による失効後であっても当時の
		条例の規定による罰則を適用するこ
		とができる。
		ここでいう「別段の定め」とは、
		この改正法附則第10条第2項の例
		外として、「失効後の条例による罰則
		を適用しないこととするもの」と予
		想されるから、あえて規定する必要
		はないと考えられる。

## 3 条例で定めることが妨げられるものではない事項

条項	条文	備考
第75条	5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政	諮問事項2
第5項	法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル	
	簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した	
	帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。	
第107条	2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請	開示決定等に係る審査請求先の特例
第2項	求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について	を条例で定め得るとする規定である
	の審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地	が、どのような事項を定めるのかに
	方独立行政法人にあっては、条例) で定めるところによ	ついて、現在、国に照会中。
	り、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることがで	
	きる。	
第108条	第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情	諮問事項3
	報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続	
	に関する事項について、この節の規定に反しない限り、	
	条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。	

条項	条文	備考
第129条	第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところ	諮問事項 5
	により、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合に	
	おいて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な	
	知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めると	
	きは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができ	
	る。	